

議会基本条例（素案）に関する意見募集に寄せられたご意見とその回答

	ご意見	ご意見に対する議会改革検討委員会の回答
1	<p>このような内容のものをわざわざ条例として定めなければならないとは思われません。条例として定めないとこのような活動が出来ないのですか、して来なかったのですか？何が本当の狙いなのか分からない。今までの議会は一体なんだったんですか？</p> <p>国も県も支給している「政務調査費」はおかしいと思っている。山形市議会はやめるべきである。議会調査費的なもので市政の問題点などを議員が集まって調査すべきである。議員個人ですることは自分の勉強であり、そこに止まりかねない恐れが多であるからである。企業などに勤めて給与のほかにお勉強代をもらっている市民などいないと思う。議員自らを特別視していると市民感覚から離れていくと思いませんか。</p>	<p>(1) なぜ議会基本条例なのか。</p> <p>山形市議会及び議員は、市民の皆様方の負託、ご期待に応えるため、これまでもさまざまな改革や改善を行ってきました。</p> <p>昨年5月に今期（4年間）の中で、どのような改革を行うか検討したところ、これまで各議員や会派が蓄積してきたノウハウを結集し、すべての源となる「議会基本条例」を制定することにしました。</p> <p>内容的には議会及び議員がこれまで取り組んできたものもありますが、改めて明文化、体系化するとともに、議会を1つの「機関」として位置づけし、「議会報告会」を開催するなどの情報発信、請願者・陳情者の意見陳述の機会創設などの市民参加、徹底した議論と説明責任を果たすための議員間討議、わかりやすい議論の提供の観点から、選択制による一問一答制の導入などを盛り込んだものです。</p> <p>今後は、議会及び議員がこの条例に沿った活動、取り組みをしているかについて常に検証していくとともに、見直さなければならない点が生じた場合は速やかに改正することとしているものです。ご理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>(2) 政務調査費について</p> <p>政務調査費については、山形市議会として使途基準、使途範囲などを定め透明性を確保するとともに、領収書を添付して毎年4月30日まで議長に報告しその内容は公開しています。山形市議会においては有効に活用しています。</p> <p>地方主権の中、議会及び議員の役割は重要と認識しており、政策形成・提言能力の向上を図っていかねなければならないことから、今後も必要なものと考えています。</p>

今次基本条例素案の特徴として3点挙げられています。その特徴にてらして意見を述べます。

2 1. 特徴の第一は「市民の参加」を挙げています。「市民の参加」とは議会と市民が双方向で意見を出し合うということと理解します。いわば直接民主制の利点を少しでも取り入れようとする考え方と思うからです。しかるに素案では、第11条に請願・陳情の際の意見陳述を認める規定があり、それは①申し出があり、②適当と認められた時に③陳述の機会が与えられることになっています。この意見陳述に対し議員からの質問・応答の規定はありません。言い放しであるとは議員が決めるよという意味と取れます。問題によっては公聴会(広聴会)や参考人招致なども考えられますが特段の規定はありません。素案第6条で「議会への市民参加推進」とありますが、努力規定にすぎません。

2. 特徴の第二は「議会からの情報発信」を挙げています。第7条情報公開、第8条会議の公開は当然として、第9条議会報告会は努力規定になっています。しかも第9条2項、10条2項、11条2項は「議長が別に定める」となっており、委任立法的規定で拡大も縮小も可能です。「議会からの情報発信」といっても、総じて「一方通行のお知らせ型」になっていないのでしょうか。なお、現在、委員会での質疑の様子は議員名が記載されませんが、今後委員名を記載すべきです。

3. 素案第16条政務調査費について

従来、政務調査費については適正な支出が行われるよう議会のなかで様々な努力されてこられました。今年地方自治法が突然改訂され、「政務活動費」とされました。名称を変えるだけで従来の規定や例示をそのままとするのか全く別にするのか明らかにすべきです。内容は従前通りとされるよう望みます。

4. 素案第17条議会事務局の体制整備について

現在まで市の条例・規則等の多くは政府、各省庁の示す例示にそって決められてきたと思います。議会活動を強化し議員立法も強化するとなれば議会事務局に調査部門を拡充する必要があり、この17条は努力規定でない具体化の必要があります。

(1) 意見陳述について

請願者・陳情者が意見陳述を行った場合、議員から質問する場合もあると考えています。その内容も踏まえた上で慎重な審査を行うこととなります。

なお、このたびの条例には公聴会、参考人招致の規定はありませんが、これら制度については地方自治法や会議規則等に定める規定に沿って活用されるものと考えております。

(2) 市民の議会への参加推進について

このたびの条例は、市民の皆様方との結びつきをより強化し、市勢発展につなげていこうとするものです。この観点から、現行法の中で議会・議員として取り組める最大限の内容を盛り込んだものと考えております。

本会議・委員会への傍聴の方法などは今後とも努力をしてみたいと思いますが、二元代表制の一翼を担う議会に対して、皆様方からも積極的な取り組み方をお願い申し上げます。

(3) 議会報告会と議長が定めること、委員会記録への委員名の記載について

議会報告会については、どのような方法がより有効なのか条例の施行日までに議長が定めることとしています。

「議長が定めること」については、第4条議長の職務で「公正かつ中立」「民主的な議会運営」を行うものとするとしており、独断と偏見をもって決定することがないようにしており、一般的には議会運営委員会と綿密な連携を図って決定されることを常としています。

今後、これまで以上に議会からの情報発信に努めるとともに、一方通行のお知らせとならないよう、議会報告会などを通じ、市民の皆様方からの意見の聴取、意見交換を行ってまいりたいと考えております。

また、委員会記録の発言者については、これまで要点筆記により委員名を掲載しないこととしているところですが、情報発信という観点から、委員名の掲載については今後の検討課題とさせていただきます。

		<p>(4) 政務調査費について</p> <p>政務調査費につきましては、地方自治法の改正によって名称と一部の内容が変わることとなりましたが、内容についてはほとんど変わりがなく、やみくもに用途の拡大が行われるものではないと認識しています。これまで山形市議会は用途の範囲を明確に規定していますが、このたびの地方自治法の改正によって「用途基準」を条例で明文化することとされたため、より一層用途の明確化が図られるものと考えております。</p>
3	<p>第13条（一般質問）について、現在の市議会運営が会派中心になっているようにも見えることから、個々の議員各位の質疑・主張に加えて、各会派の立場からの主張や質問を行う場面として、「代表質問」の規定を置いてはどうか。</p> <p>（代表質問）</p> <p>第14条 本会議においては、前条に規定する一般質問に加えて、各会派の代表による質問の機会を設定するものとする。</p> <p>この場合、第13条の第2項とすることも考えられます。その際は、見出しは、（一般質問及び代表質問）とすることが適当と思います。</p> <p>（第6条又は第15条について）市民との関係に加えて、施策を協議・決定し、また、市長に提言していくに際しては、現地状況の正確な把握等に意を用いる必要があるものと思います。現在でも、議員各位においては、十二分にやっておられることではあると思いますが、「現状把握」についての規定を置くことが適当と思います。</p> <p>（現状の把握）</p> <p>第7条 議会は、現地視察や関係有識者からの意見聴取等により、常に、市政の課題に関する現状を正確に把握するよう努めるものとする。</p>	<p>(5) 事務局の体制整備について</p> <p>今後とも事務局体制の整備・強化について議論を深め、具体化して参ります。</p>
		<p>(1) 代表質問について</p> <p>一般質問の各定例議会ごとの質問者数の割り振りは会派単位になっていますが、議長・副議長を除く33人が交代で行うことを基本としています。</p> <p>会派の代表質問については、これまでも議論の俎上に上がったことはありますが、引き続きの検討課題となっています。</p> <p>(2) 現状把握の規定について</p> <p>これまでも、常任委員会において議案等に関連する現地に赴いて調査を行うなど、必要に応じて現状把握に努めており、今後もそうした姿勢で臨んでいきたいと考えていますが、議案の審査等を行う場合には現状の把握を常に前提としていることから、規定として設けることは考えておりません。</p>